

協議会だより

令和五年度補正予算が 成立しました

二〇二三年一月二十九日、令和五年度補正予算が成立しました。学童保育に関連した項目は、左記のとおりです。

◇こどもの居場所づくり支援体制強化事業：二・三億円

◇放課後児童クラブ整備促進事業：二・一億円

◇自治体ごと計画策定支援事業：一・三億円

◇放課後児童クラブ等におけるICT化推進事業：七・五億円

◇教育、保育等の場における性被害の防止等の取組の促進：一・〇億円

◇保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援：一・九億円

「保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援」は、学童保育も対象に含まれており、「パーテーション・簡易扉・簡易更衣室等の設置によるこどものプライバシー保護や保護者からの確認依頼等に配慮するためのカメラによる支援内容（保育の実践記録等）の記録などを通じ、設備における性被害防止対策を支援する」ことを目的としています。実施主体は、都道府県、市区町村。補助割合は国二分の一、都道府県等四分の一、事業者四分の一。補助基準額は一施設あたり一〇万円です。

「こども未来戦略」案が示されました

二〇二三年二月二日に開催された「こども未来戦略会議」で、「こども未来戦略」案（以下、「案」）が

示されました。「案」は、同年六月二三日に閣議決定された「こども未来戦略方針（＊）」をベースに、時期、手法（所要の法案を次期通常国会に提出する）など、金額等を具体化したもので、二〇二三年内に閣議決定されます。

学童保育に関わっては、「Ⅲ・1. 『加速化プラン』において実施する具体的な施策」の「全てのこと」も、子育て世帯を対象とする支援の拡充」の欄につき項目があげられています（事務局注：「加速化プラン」とは、今後三年間の集中取組期間）。

（4）新・放課後子ども総合プランの着実な実施「『小一の壁』打破に向けた量・質の拡充」

◎保育の待機児童が減少する一方で、放課後児童クラブの待機児童は依然として一・五万人程度存在し、安全対策についての強化が求められるなど、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充は急務である。

◎このため、全体的に「こども放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、新・放課後子ども総合プラン（二〇一九年度～二〇二三年度）による受け皿の拡大（約一二二万人から約一五二万人への拡大）を目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組むとともに、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、二〇二四年度から常勤職員配置の改善などを図る。

「新・放課後子ども総合プラン」の目標達成の進捗状況について、ベースとなった「こども未来戦略方針」の記述では「着実に進める」と記されていたものが、「案」では「目指してきたところであるが、本年度末までにその達成が困難な状況であ

ることを踏まえ、この目標を加速化プランの期間中の早期に達成できるよう取り組みを修正されています。

また、「常勤職員配置の改善」時期が「二〇二四年度から」と明記されました（「常勤職員配置の改善」については、本誌二〇二四年一月号の「協議会だより」も参照ください）。さらに「案」では「居場所づくり」について「(5) 多様な支援ニーズへの対応（社会的養護、障害児・医療的ケア児等の支援基盤の充実）と子どもの貧困対策・ひとり親家庭の自立支援」と別項目が立てられ、つぎのような記述があります。

◎さらに、このことも、若者が安心して過ごせる居場所づくりが重要となっている。この子どもの居場所づくりに関する指針（令和五年二月〇日閣議決定）に基づき、地方公共団体や民間団体における安定的で質の高い居場所の運営など、現場のニーズに応じた多様な居場所づくりを支援して

い。

また、「Ⅲ-2. 『加速化プラン』を支える安定的な財源の確保」の項目では、「各年度の予算編成を通じて決定されていくこととなるが現時点の見込みでは……」との前提つきで、予算規模が示されています。

◎「1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」
一・七兆円程度
二. 全てのこと
も・子育て世帯を対象とする支援の拡充
一・三兆円程度
三. 共働き・子育ての推進
〇・六兆円程度
全体として三・六兆円程度の充実となる。

◎二〇三〇年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を三年間（二〇二六年度まで）で実施¹⁰⁾。

この「案」をまとめた「これも未
来戦略会議」は、内閣官房全世代型
社会保障構築本部の下で、内閣総理
大臣を議長とする会議体です。全世
代型社会保障改革担当大臣、内閣府
特命担当大臣（これも政策・少子化
対策、若者活躍、男女共同参画）、内
閣官房長官のほか、総務・財務・文
部科学・厚生労働・経済産業・国土
交通の各大臣に、子育て当事者、経
済、社会保障の専門家、経済団体、
労働組合、自治体の代表者らで構成
されています。

「これも未来戦略会議」とは別に
設けられている「これも政策推進会
議」は、これも基本法を根拠に、こ
ども家庭庁において、内閣総理大臣
を会長とする閣僚会議です。この会
議では、これも大綱の案を作成事
務局注：当初は二〇二三年秋頃の閣
議決定を予定していたが、時期が先
送りされ、二〇二三年内をめどに答
申を行う予定とのこと¹¹⁾。し、こ
ども施策の重要事項の審議・これも

施策の実施を推進し、関係行政機関
相互の調整などを行います。また、
各省の局長級で構成される幹事会
も設置されています。

「これも大綱」については、
二〇二三年九月二十九日、これも家
庭に置かれた「これも家庭審議会」
において、「今後五年程度を見据え
たこれも施策の基本的な方針と重要
事項等（これも大綱の策定に向け
て）（中間整理）」が示されており、
こちらも二〇二三年内に閣議決定さ
れる予定です。

*「これも未来戦略方針」……
二〇二二年度末に「これも政策
の強化に関する関係府省会議」
でまとめた「これも・子育て政
策の強化について（試案）」次
元の異なる少子化対策の実現に
向けて「をもとに、各項目の
優先順位や財源の確保を議論
し、同年六月二三日に閣議決定
されたもの。

（二〇二三年二月二日記）